

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

## 進行要領

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成30年6月20日(水)
	午前9時00分から午前9時21分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請
日程第 3 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請	
日程第 4 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請	
日程第 5 決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	
日程第 6 専決報告	
1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
日程第 7 報 告	
1. 農地法第5条関係取下願	
2. 農地法第18条第6項の規定による通知	
日程第 8 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也	
である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、平成30年6月定例農業委員会を始めさせて	
いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会	
長さんをお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 9番 服部 鉄男 委員

議席番号10番 吉川 靖雄 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・6件

議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件

議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件

決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・8件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・15件

2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・1件

報 告 1. 農地法第5条関係取下願・・・・・・・・・・1件

2. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・5件

それでは、議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から6番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、6件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第 6号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、住所地にある妻の実家に夫婦と娘の3人で仮住まいをしています。子どもが成長するにしたがって、実家の弥富市周辺で生活できればと考えていたところ、父から唯一相続した農地に分家住宅を建てられることがわかり、今般、農地転用の許可申請を行うものです。 以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 7号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市に事務所を、蟹江町に資材置場を設置して建設業を営んでおります。このたび、蟹江町の資材置場を地主より返却するよう求められ、早急に資材置場を新設したく用地を探していたところ、県道沿いでトラックの乗り入れが便利な申請地を確保することができました。事務所と同じ愛西市内なので、作業効率は格段に良くなるため、今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場として利用する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で生活しております。子どもの成長に伴い家財道具も増え大変手狭なため、今般の申請にて父の所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。現在の住居は部屋数も少なく、今後、家族が増えた場合を考えると大変手狭なため、今般の申請にて父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の隣接地に住んでいます。申請者は2台の乗用車を所有しておりますが、自宅の敷地内には十分な駐車スペースがないため、今般の申請にて隣接する土地と申請地を一体利用して、駐車場を整備する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で生活しております。子どもの成長に伴い家財道具も増え大変手狭なため、今般の申請にて母の所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地東側に平成18年にコンビニエンスストアを開店し、順調に売り上げを伸ばしております。現在の店舗は売り場面積も狭く、お客様の要望に応える品揃えができない状況です。また、店舗の売り場面積を広げた場合の来客数や駐車場の利用状況を検討したところ、時間帯によっては大変不足することが予想されるため、今般の申請にて申請地を借り受け、店舗及び駐車場を拡張する計画です。

事務局	<p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和54年より津島市にて、知的障がい者の受入れ施設を運営しております。現在では、障害者総合支援法に基づく5棟の共同生活援助施設、グループホームを運営しておりますが、愛西市でも知的障がい者の受入れは重要な課題であります。今般、申請地周辺の利用者家族の要望により、申請地にグループホームを建築する計画です。</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第8号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1番から8番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第3号の農地利用集積計画につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から8番、全体筆数11筆、面積は13,604㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は6筆、8,433㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は4名の方々に、合計5筆、面積は5,171㎡でございます。内容につきましては、作物は水稲、れんこんでございます。公告年月日は平成30年6月29日、契約開始年月日は平成30年7月1日、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 3号 について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から15番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、15件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第5条関係取下願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1件の取下願を受付いたしました。</p>



事務局

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、理由、備考を朗読説明)以上、5件の合意解約の通知を受付いたしました。報告は以上です。

会長

只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時21分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成30年6月20日

会 長 日 永 照

議事録署名者  
議席番号 9番委員 服部鉄男

議事録署名者  
議席番号 10番委員 吉川靖雄